

日本野球連盟（社会人野球）スピードアップ特別規程

公益財団法人日本野球連盟は、試合のスピードアップを図るため、以下のとおり特別規程を制定する。

1. イニング間の時間は2分10秒以内とし、その計時は次のときに始まり、球審がプレイを宣告したときに終わる。
 - (1) 1回の表は、先発投手が球審からボールを受け取ったとき。
 - (2) 攻守交代の場合は、第3アウトが成立したとき。
 - (3) イニングの途中で投手が交代する場合は、守備側の監督が球審に交代を通告したとき。
2. 投手の「準備投球」は公認野球規則5.07(b)に準ずる。ただし、上記1の計時が開始されてから1分40秒が経過したら、1球だけ投球することができる。また、試合に出場している投手のベンチ横及びブルペン（室内を含む）でのキャッチボールを禁止する。
3. 投手は、公認野球規則5.07(c)の規定によらず、捕手、その他の内野手または審判員からボールを受けた後の投球間隔（ピッチクロック）について、以下のとおり適用する。

投手の投球間隔（ピッチクロック）

(1) 走者がいない場合の投球間隔

投手は、走者がいない場合、捕手、その他の内野手または審判員からボールを受け取った後、12秒以内に投球動作を開始しなければならない。違反した場合、球審はただちにボールを宣告する。この場合はボールデッドとなる。

(2) 走者がいる場合の投球間隔

投手は、走者がいる場合、捕手、その他の内野手または審判員からボールを受け取った後、20秒以内に投球動作を開始しなければならない。違反した場合、球審は警告を発することとし、同一の投手が繰り返したら、そのつどボールを宣告する。この場合、ボールデッドとなり、これが四球によって打者に一塁が与えられたことにより押し出される走者以外は進塁できない。

(3) 計時開始のとき

① イニングが始まる時、またはボールデッドになったときは、球審がプレイを宣告したとき。

② ボールインプレイの状態のときは次のとおりとする。

ア 新しい打者が打席に立つときは、投手がボールを所持し、打者が打席に入って打撃の準備ができたとき。

ただし、このケースにおいて捕手が守備のためのシグナルを送る場合、捕手がそれを終えてキャッチャースボックスに座ったとき。

イ 打者が打撃を継続しているときは、投手が捕手または他の野手からボールを受け取ったとき。

このケースにおいて捕手が守備のためのシグナルを送る場合も、計時を開始するときは変わらず、ボールを受け取ったときとなる。

ウ 次のケースにより打者がバッタースボックスの外に出ざるを得なくなったときは、投手がボールを所持し、打者が打席に入って打撃の準備ができたとき。

- a) 打者が投球に対してバットを振るか、または投球を避けるかしてバランスを崩し、バッタースボックスの外に出ざるを得なかった場合。
- b) 打者がバントをするふりをした場合。
- c) 暴投または捕逸が発生した場合。

(4) 計時終了のとき（リセットされる時）

- ① 打者への投球動作が開始されたとき。
- ② 投手が軸足を投手板から外したり、牽制球を投げたり、塁に偽投したりして、投手が投手板を離れた（以下「離脱」）とき。
- ③ 打者への警告、ペナルティが宣告されたとき。
- ④ その他、審判員のタイムが宣告され、ボールデッドとなったとき。

4. 投手による走者への牽制球等に関する制限は、以下のとおり適用する

投手の離脱

(1) 投手の離脱とみなされるケースは次のとおりとする。

- ① 軸足を投手板から外した場合。
- ② 牽制球を投げた場合。
- ③ 塁に偽投した場合。
- ④ 守備側チームがタイムを要求し、審判員がこれを認めてタイムを宣告した場合。
ただし、本項（2）の①および②の場合を除く。
- ⑤ 捕手が同一打者の投球間（2球目以降）に守備のサインを送るためにキャッチャースボックスから離れた場合。
- ⑥ 投手が投手板についた後にボールの交換を要求した場合。
- ⑦ その他、審判員が上記に類似する行為と認めた場合。

(2) 投手の離脱とみなされないケースは次のとおりとする。

- ① 公認野球規則（以下「規則」）5.10(ℓ)および本規程において制限された回数範囲内で、監督等が投手のもとに行った場合。
- ② ケガ等やむを得ない事情で守備側のチームがタイムを要求し、審判員がこれを認めてタイムを宣告した場合。
- ③ 投手がアピールのために投手板を外した場合。
- ④ 捕手が新しい打者が打席に入る際に、守備のサインを送るためにキャッチャースボ

ックスから離れた場合。

- ⑤ 攻撃側チームがタイムを要求した場合。
- ⑥ 投手が投手板につく前にボールの交換を要求した場合。
- ⑦ その他、審判員が投手の離脱と認めない場合。

投手の離脱等の回数制限

(1) 走者がいないときは、投手が投手板を外す回数に制限はない。ただし、審判員がタイムを宣告した場合を除き、12秒の計時は継続される。

(2) 走者が塁にいるときは、投手は同一打者が打席についている間、2回まで離脱することが許され、その場合は20秒の計時がリセットされる。3回目以降は、走者をアウトにするか、走者が進塁するか、あるいはランダウンプレイとなった以外、ボークが課せられる。

5. 打者は、公認野球規則5.04(b)(4)の規定によらず、バッタースボックスルールについて、以下のとおり適用する。

バッタースボックスルール

(1) 打者は打撃姿勢をとった後は、次の場合を除き、少なくとも一方の足をバッタースボックス内に置いていなければならない。この場合は、打者はバッタースボックスを離れてもよいが、“ホームプレート”を囲む土の部分、を出てはならない。

- ① 打者が投球に対してバットを振るか、投球を避けるかしてバランスを崩し、バッタースボックスの外に出ざるを得なかった場合。
- ② 打者がバントをするふりをした場合。
- ③ 暴投または捕逸が発生した場合。
- ④ チェックスイングが塁審にリクエストされた場合。
- ⑤ いずれかのチームのメンバーが“タイム”を要求し認められた場合。
- ⑥ 守備側のプレーヤーがいずれかの塁で走者に対するプレイを企てた場合。
- ⑦ 投手がボールを受け取った後マウンドの土の部分から離れた場合。
- ⑧ 捕手が守備のためのシグナルを送るためキャッチャースボックスを離れた場合。

(2) 打者は、次の目的で“タイム”が宣告されたときは、バッタースボックスおよび“ホームプレート”を囲む土の部分、を離れることができる。

- ① 負傷または負傷の可能性がある場合。
- ② プレーヤーの交代
- ③ いずれかのチームの協議

なお、審判員は、前の打者が塁に出るかまたはアウトになれば、速やかにバッタースボックスに入るよう次打者に促さねばならない。

【ペナルティ】

打者が意図的にバッタースボックスを離れてプレイを遅らせ、かつ(1)の①～⑧の例外規定に該当しない場合、または、打者が意図的に“ホームプレート周囲の土の部分”を離れてプレイを遅らせ、かつ(2)の①～③の例外規定に該当しない場合、球審は、その試合でその打者の最初の違反に対しては警告を与え、2度目からは投手の投球を待たずにストライクを宣告する。この場合は球審がタイムを宣告して（ピッチクロックの計時を止め）、ボールデッドとする。

もし打者がバッタースボックスまたは“ホームプレート周囲の土の部分”の外にとどまり、さらにプレイを遅延させた場合、球審は投手の投球を待たず、再びストライクを宣告する。

なお、球審は、再びストライクを宣告するまでに、打者が正しい姿勢をとるための適宜な時間を認める。（規則5.04(b)(4)(A)、同(B)、アマチュア野球内規「②」）

6. 監督またはコーチが投手のもとへ行くことに関して、規則5.10(ℓ)を適用する。
7. 監督またはコーチが1試合（9イニングス）に投手のもとへ行ける回数を3回までとする。
この場合、投手を交代させた場合は回数には数えないが、ファウルラインを越える前に球審に投手の交代を通告しなければならない。ファウルラインを越えてから投手を交代させた場合、回数に数える。
3回投手のもとへ行った後、4回目以降に行けば、そのときの投手は自動的に試合から退かなければならない。
スピードアップの観点から、監督またはコーチが捕手を呼びよせる行為も同様とする。
なお、延長回に入った場合には、それ以前の回数に関係なく、3イニングにつき1回とする。
8. イニングの途中で投手を交代させる際に監督またはコーチが投手のもとへ行き、新しい投手が準備投球を始めた後もそのまま留まっていた場合には1回に数える。
また、イニングの初めから投手を交代させる場合においても、監督またはコーチがマウンドに行った場合1回に数える。
9. 監督またはコーチが4回目に投手のもとへ行くとき、または1イニングに2回目に同一投手のもとへ行くときは、監督は投手のもとへ行く前に球審に投手の交代を告げなければならない。
10. ダブルスイッチ（投手交代と同時に野手も交代させて、打撃順を入れ替える）の場合、監督はファウルラインを超える前に、複数の交代と入れ替える打撃順を球審に通告しなければならない。監督またはコーチがファウルラインを越えてしまえば、その後にダブルスイッチすることはできない。

(5.10(b)【原注】)

11. 監督またはコーチが投手のもとに行った場合、監督またはコーチがファウルラインを越えてから30秒以内に打ち合わせを終了する。

ただし、イニングの途中で投手が交代するときに投手のもとへ行った場合は、上記「1」の(3)が適用される。

12. 内野手（捕手を含む）が投手のもとへ行ける回数を、1イニングにつき1回1人だけとする。

監督またはコーチが投手のもとに行ったとき、内野手（捕手を含む）も投手のもとへ行くことが許され、そしてそれは内野手（捕手を含む）が投手のもとへ行った回数に数えない。

なお、投手が交代したとき、上記「2」の最後の準備投球の後に内野手（捕手を含む）が投手のもとへ行けば、内野手（捕手を含む）が投手のもとへ行った回数に数える。

13. 1試合につき攻撃側の話し合いを3回まで認める。攻撃側の話し合いは、監督が打者、走者、打者席に向かう次打者またはコーチと話し合うためにタイムをとって試合が遅れる場合にカウントされる。

なお、延長回に入った場合は、それ以前の回数に関係なく、3イニングスにつき1回の話し合いが認められる。

ただし、攻撃側の責めに帰せないタイム中（例えば、守備側が投手のもとに集まっているとき、選手が負傷したとき、選手の交代のときなど）に話し合いを持っても、さらに試合を遅延させない限り、回数には数えない。

2023年1月1日 制定

2025年12月10日 改訂